

# 個人情報漏えい補償制度のご案内

## サイバー・情報漏えい事故補償特約付 統合賠償責任保険

向春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

近年多くのPTAでは個人情報を適切に管理することが求められています（注）。

PTAの皆様が個人情報の適正に入手・管理をなさっていても、紛失や悪意のある第三者によるサイバー攻撃などを含め、さまざまな要因で個人情報漏えい事故が発生するリスクがあります。

PTAの皆様が適切に個人情報のお取り扱いをされる中で、万一、個人情報漏えい事故が発生した際の備えとして、「個人情報漏えい補償制度」をご案内いたします。

PTAの皆様の安心をお守りするための一助として是非ご検討ください。

（注）PTAでの個人情報の適切な取扱い方法については、個人情報保護委員会のWEBサイト等でご確認ください。


千葉県PTA連絡協議会

### 制度の特長・ポイント

①	PTA会員名簿の紛失、メールの誤送信等、突然の情報漏えいリスクに対応！
②	情報漏えい等の事故が発生した場合はもちろん、実際に発覚する前の調査段階からの費用を補償します！ ※サイバー攻撃の有無調査等費用は、調査の結果、サイバー攻撃がなかった場合は、外部通報によりサイバー攻撃のおそれが発見された場合に限り補償します。
③	補償プランは1種類のみでシンプル！
④	個人情報保護法における通知義務に関する費用も補償！

加入締切日	2026年5月20日(水)まで
*保険料払込締切日	*2026年5月26日(火)まで
保険期間	2026年6月1日午前0時～2027年6月1日午後4時

## 1. 個人情報漏えい補償制度の概要(サイバー・情報漏えい事故補償特約付 統合賠償責任保険)

<p>① 法律上の損害賠償金</p> 	<p>被保険者となるPTAが保有する個人情報の漏えいが発生した場合、またはそのおそれによって生じた法律上負担する損害賠償金を補償します。</p>
<p>②各種費用に関する補償</p>	<p>上記①の事故が発生した場合に要した以下の費用を補償します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サイバー攻撃対応費用</li><li>・データ・ウェブサイト復旧費用</li><li>・訴訟対応費用</li><li>・その他事故対応費用</li><li>・原因・被害範囲調査費用</li><li>・通知書または詫び状の費用</li><li>・弁護士などへの相談費用</li><li>・風評被害拡大防止費用</li></ul> <p>等</p>

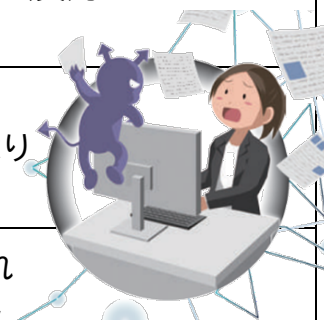
\*サイバー・情報漏えい事故の発生に伴いお支払いする損害賠償金および費用は損害賠償請求ベース(注)が適用されます。サイバー・情報漏えい事故を引き起こすおそれの段階における費用は、保険期間中にセキュリティトラブルが発見された場合に補償対象とします(発見ベース)。(注)日本国内において事故が発生した場合、事故に起因する損害賠償請求が保険期間中に行われた場合のみ補償の対象とする特則です。同一の原因または事由に対する複数の被害者からの一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時に全てなされたものとみなします。

## 2. PTAで生じる可能性のある個人情報漏えい事故

PTA所有のパソコンを作業中、ウィルスが混入。PTA会員の個人情報が漏えいしたことによる損害賠償責任を負うと同時に不正プログラムの除去費用が発生した。

PTA会員が自宅で作業をするためノートパソコンを持って帰る途中、電車内に置き忘れてしまい、PTA会員の個人情報が漏えいしたことにより損害賠償請求を受けた。

PTAの独自HPがセキュリティ監視サービスによりサイバー攻撃のおそれを検知したため、外部業者に調査を依頼。PTA会員の個人情報が流出してしまったため、損害賠償責任を負うと同時にサイトの復旧費用が発生した。



## 3. PTAでの個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法の施行およびその後の法改正により、PTAにおいても個人情報を適切に管理・取り扱うことが求められています。

### ●基本的なルール

#### <個人情報保護法とは>

個人情報保護法とは、個人の権利や利益を保護することを目的として、個人情報の適正な取得・利用・管理について定めた法律です

#### <個人情報を取り扱ううえでの基本的な考え方>

- ・取得・利用:必要な目的の範囲内でのみ収集・使用する
- ・保管・管理:名簿等を施錠・パスワード管理する
- ・第三者提供:本人の同意なく外部に渡さない
- ・開示請求等:本人から求められた場合は適切に対応する

PTAでは個人情報の取り扱いに関するルールをしっかり学び、適切に取り扱うようにしましょう

#### 4. ご契約プランと保険料例 保険期間:1 年間


項目	お支払い限度額(1事故・保険期間中)				
損害賠償責任に関する補償	5,000万円				
各種費用に関する補償	5,000万円				
※損害賠償責任に関する補償および各種費用に関する補償において、お支払いする保険金の合計額は、損害賠償責任に関する補償のお支払い限度額が限度となります。					
<b>■保険料例</b> (以下はPTA会員の児童・生徒数ごとの保険料例です)					
100名	200名	300名	400名	500名	600名
4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円	24,000円

\*上記保険料例におけるPTA会員の児童・生徒1名あたりの年間保険料は40円となります。

#### 〈契約形態\*団体契約〉

保険契約者	千葉県PTA連絡協議会
加入者	各単位PTA
被保険者	各単位PTA

#### 5. ご加入方法などについて(重要)

1. 加入資格	本補償制度にご加入いただけるのは千葉県PTA連絡協議会の会員である <u>単位PTA</u> です。		
2. 加入方法	①加入申込	取扱代理店の専用 WEB サイト内/加入フォームより必要事項をご入力の上、お手続きください。 右記・二次元コード、または下記 WEB サイトよりアクセスして下さい。 <a href="https://interfield-trust.co.jp/cyber_chiba2026">https://interfield-trust.co.jp/cyber_chiba2026</a>	
	②保険料	加入依頼後、取扱代理店より貴PTAメールアドレス宛てにお知らせ致します。 ご確認いただき次第、 <u>所定の団体口座までご送金ください。</u>	
	(中途加入)	締切日を過ぎてからのご加入(中途加入)に関しましては、毎月15日を締切日(翌月1日を保険始期)として7月15日まで(8月1日保険始期分)まで受付をしています。	
3. 加入者証について	加入者証は別途PDFデータにて、7月上旬を目安に取扱代理店よりメールでお送りいたします。		

※本資料は、サイバー・情報漏えい事故補償特約付 統合賠償責任保険の概要をご説明したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。また、ご加入時およびご加入後に、特にご注意いただきたい事項を「重要事項説明書」に記載しておりますのでご確認ください。

## 保険金をお支払いしない主な場合

次の事由に起因する損害または次の賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ④ 原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用（法令に則った医学的または産業的な利用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂については除きます。）
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 石綿または石綿の代替物質による発がん性その他の有害な特性
- ⑦ 汚染物質の排出等（不測かつ急激で、突発的に発生し、発生からその日を含めて7日以内に発見された等の条件を充足するものを除きます。）
- ⑧ 専門業務（医療行為または美容整形、医薬品の調剤・投与・販売、はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復、カイロプラクティック、整体、エステティック等の身体美容、弁護士業務など）
- ⑨ スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウェイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、バンジージャンプまたは山岳登山の運営、指導、監督または引率
- ⑩ 自動車または原動機付自転車による競技または競争を目的としたイベントの主催
- ⑪ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑫ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑬ 被保険者の使用人の業務従事中の身体の障害に起因する賠償責任（被保険者ごとに個別に適用します。）
- ⑭ 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故
- ⑮ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ⑯ 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えることを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ⑰ 履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因によるものを除きます。  
ア. 火災・破裂または爆発  
イ. 急激かつ不測の事由による記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムの損壊、または機能停止
- ⑱ 他人の身体の障害または財物の損壊等。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。

等

## 事故の発生、またはそのおそれがある場合のご連絡先

日新火災事故受付センター

24時間365日対応



# 0120-232-233

\* 貴校PTA名をお伝えください

## 会員登録や集金に関するお問い合わせはこちら

### ■ 保険契約者

千葉県PTA連絡協議会

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館内

## この補償制度のお問い合わせ先

### ■ 取扱代理店

株式会社インターフィールド・トラスト

受付時間: (平日) 9時~17時

\* 本補償制度に関するご相談等はこちらまで

〒123-0863

東京都足立区谷在家1-23-11 WIZビル701

TEL 03-3857-9398 FAX 03-6740-8398

E-mail pta@interfield-trust.co.jp

### ■ 引受保険会社

日新火災海上保険株式会社

マーケット開発部 戦略マーケットグループ

受付時間: (平日) 9時~17時

〒130-0012

東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー16F

TEL 03-6705-2436 FAX 03-5619-0066